

昭和六〇年(ワ)第三〇八一号

原告 ローレンス・レペタ
被告 国

昭和六〇年六月六日

被告指定代理人

芝田 俊



吉村 剛



東京地方裁判所民事第五部 御中

答 弁 書

東京法務局

第一 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求を棄却する

訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第二 請求の原因に対する認否

一 請求の原因第一、一について

不知。

二 同第一、二について

原告の目的とする学問的研究において正確な事実の記録が特に要求されることは不知。その余の事実は認める。

なお、原告は、当初は東京地方裁判所備付の「取材許可願」の用紙

を用いて法廷内でメモを取ることの許可を求めていたが、昭和五八年一月一四日の公判期日（七四回公判）以降は、右「取材許可願」を「メモをとる許可願」と自ら変更したうえで、同旨の許可を求めたものである。また、右許可願に対して、受訴裁判所である同地裁判事第二〇部の裁判長は、原告が当該法廷でメモをとることを許さない旨の措置をとつたが、これは、法律に定める「決定」という裁判がなされたものではない。

三 同第一、三について
認める。

ただし、昭和五九年二月一七日午前一〇時の期日（八一回公判）には、証人尋問は実施されていない。また、同年四月二〇日午前一〇時

東京法務局

の期日は、同月一六日の期日（九〇回公判）において取り消されている。

四 同第一、四について
不知。

五 第二について
前記裁判長が原告に対しメモをとることを許さなかつた措置が違憲、違法であること及びメモをとる権利についての原告の主張は争う。

六 第三について
被告が国家賠償法一条一項により賠償責任を負うことは争う。

七 第四について
争う。

第三 被告の主張

追つて準備書面を提出する。

東京法務局